

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この補助金は、岡垣町在住者・出身者による同窓会を支援し、ふるさと岡垣町の魅力の再確認を促すとともに、同窓生の交流の促進と親睦を深めることで、岡垣町での結婚・定住に寄与することを目的として、岡垣町内で開催される同窓会に要する経費の一部について、補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学 校 岡垣町立小学校、岡垣町立中学校をいう。
- (2) 同窓会 前号の学校の卒業生で、学級、学年及びクラブ活動等の単位で開催される親睦会をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下、「補助事業者」という。）は、同窓会の主催者とする。

(同窓会の要件)

第5条 補助金の交付の対象となる同窓会（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 岡垣町内で開催される同窓会であること。
- (2) 出席者（来賓を除く。以下同じ。）は同窓会の開催日の属する年度の4月1日において、20歳以上45歳未満の者であること。
- (3) 10名以上の男女の出席で開催されるもので、うち未婚者が3分の1以上出席するものであること。
- (4) 岡垣町・岡垣町商工会青年部が提供するパンフレット等の配布を行うとともに、結婚・定住等に関する情報提供・アンケートなどへの協力を求める場合があることを周知すること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、主催者が同窓会を開催するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 開催案内文書の作成や送付に必要な印刷経費及び通信経費
- (2) 町内の飲食店等に支払う同窓会の開催経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額、又は出席者に2,000円を乗じて得た額のいずれか低い額とする。

2 同一の同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとするときは、岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して同窓会の開催日の14日前までに、岡垣町商工会青年部部長(以下、「部長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他部長が必要と認める書類

2 部長は、前項の規定により申請を受けたときは、その内容を審査して補助金の交付の適否を決定し、岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)を、主催者に通知するものとする。

(補助金交付申請内容の変更等)

第9条 第8条第2項の規定により補助金交付決定通知を受けた補助事業者(以下、「交付決定者」という。)は、申請内容の変更又は中止しようとするときは、速やかに岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金変更・中止承認申請書(様式第5号)を部長へ提出しなければならない。

(補助金の変更・中止承認)

第10条 部長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付または中止するかどうかを決定し、その旨を岡垣町商工会青年部同窓会開催事業補助金変更・中止承認決定通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、同窓会を開催した日から30日以内に補助対象事業の成果を記載した実績報告書兼請求書(様式第7号)に次の書類を添付して部長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 出席者名簿(様式第10号)
- (4) 事業に要した費用の領収書等の写し
- (5) その他部長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第12条 部長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合においては、書類の

審査により、交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、40日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第13条 部長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条に既定する補助事業の要件に反している事実が認められたとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為によって補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他部長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 部長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金取消通知書(様式第11号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 部長は前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

岡垣町商工会青年部長 様

申請者 住所（所在地）
団体名及び
代表者氏名
電話番号

印

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付申請書

岡垣町商工会同窓会開催支援事業補助金の交付を受けたいので、岡垣町商工会同窓会開催支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

同窓会の名称	
実施予定日	年 月 日
補助対象額	円
補助金交付申請額	円
添付書類	(1)事業計画書（別紙1） (2)収支予算書（別紙2） (3)その他部長が必要と認める書類

以上

様式第2号（第8条関係）

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業 事業計画書

同窓会の名称	
開催日	年 月 日
開催場所	
出身学校	
卒業年	（ 昭和 ・ 平成 ） 年
参加予定者数	男性 人（うち、未婚者 人） 女性 人（うち、未婚者 人） 計 人（うち、未婚者 人）
募集方法	
参加費	男性 円 女性 円
特記事項	

様式第3号（第8条関係）

収支予算書

【収入】

費目	金額(円)	積算内訳
補助金		
参加費		
自己資金		
その他		
計		

【支出】

費目	金額(円)	積算内容
補助対象経費		
	小計(①)	
補助対象外経費		
	小計(②)	
合計(①+②)		

※見積書、チラシ、カタログ等積算内容の根拠となる資料があれば添付してください。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

岡垣町商工会青年部
部長

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった同窓会開催支援事業補助金については、下記のとおり交付する（交付しない）ことを決定したので、通知します。

記

1 交 付

(1) 同窓会名

(2) 補助金の交付決定額 円

- 注 1 この補助金は、交付申請した用途以外に使用しないこと。
- 2 補助事業が完了したときは、所定の様式により、実績報告を行うこと。この交付決定額はあくまで予定額であり、最終的な金額は、提出された実績報告書の内容を審査し確定するものであること。
- 3 岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付要綱第9条第1項各号に該当した場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の変更を求めることがあること。

2 不交付

不交付の理由

以上

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

岡垣町商工会青年部長 様

補助申請者 住所（所在地）

団体名及び

代表者氏名

印

電話番号

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金 変更・中止 承認申請書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金について、岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請内容の変更・中止したいので、下記のとおり申請します。

記

同窓会名	
変更内容	
変更又は中止の理由	
補助金交付決定額	円
補助金増減申請額	円
変更後の補助金申請額	円

※変更・中止を必要とする内容が明確になる関係書類（予算書・参加者名簿等）を添付すること。

以上

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様

岡垣町商工会青年部
部長

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金変更交付決定・中止承認通知書

平成 年 月 日付けで変更交付申請のあった同窓会開催支援事業補助金については、下記のとおり交付・中止承認することに決定したので、通知する。

記

1 変更交付

(1) 同窓会名

(2) 変更後の補助金交付決定額 円

- 注 1 この補助金は、交付申請した用途以外に使用しないこと。
- 2 補助事業が完了したときは、所定の様式により、実績報告を行うこと。この交付決定額はあくまで予定額であり、最終的な金額は、提出された実績報告書の内容を審査し確定するものであること。
- 3 岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付要綱第9条第1項各号に該当した場合は、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の変更を求めることがあること。

2 中止

中止の理由

以上

様式第7号（第11条関係）

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日

岡垣町商工会青年部

部長 様

補助申請者 住所（所在地）

団体名及び

代表者氏名

印

電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった同窓会を開催しましたので、下記のとおり報告し、岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金の交付を請求します。

記

同窓会名				
補助金 請求額	円			
添付書類	(1) 事業報告書（別紙3） (2) 収支決算書（別紙4） (3) 出席者名簿 (4) 領収書及び請求明細書の写し (5) その他部長が必要と認める書類			
振込先	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	口座名義	(フリガナ)		

※交付決定者本人の口座を指定してください。

※振込先口座を確認できる書類（通帳）の写しを添付してください。

※提出いただいた個人情報、厳重に管理し、本事業以外の目的には使用いたしません。

様式第8号（第11条関係）

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業 事業報告書

同窓会の名称	
開催日	年 月 日
開催場所	
出身学校	
卒業年	（ 昭和 ・ 平成 ） 年
参加者数	男性 人（うち、未婚者 人） 女性 人（うち、未婚者 人） 計 人（うち、未婚者 人）
参加費（実費）	男性 円 女性 円
特記事項	

※募集チラシ等があれば添付してください。

様式第9号（第11条関係）

収支決算書

【収入】

費目	金額(円)	積算内訳
補助金		
参加費		
自己資金		
その他		
計		

【支出】

費目	金額(円)	積算内容
補助対象経費		
	小計(①)	
補助対象外経費		
	小計(②)	
合計(①+②)		

※この様式に記載しきれない場合は、上記内容を示した任意様式に記載して提出してください。

様式第10号（第11条関係）

出席者名簿

No.	氏名	性別	住 所	生年月日	婚姻状況
1					既婚・未婚
2					既婚・未婚
3					既婚・未婚
4					既婚・未婚
5					既婚・未婚
6					既婚・未婚
7					既婚・未婚
8					既婚・未婚
9					既婚・未婚
10					既婚・未婚
11					既婚・未婚
12					既婚・未婚
13					既婚・未婚
14					既婚・未婚
15					既婚・未婚
16					既婚・未婚
17					既婚・未婚
18					既婚・未婚
19					既婚・未婚
20					既婚・未婚

※この様式に記載しきれない場合は、上記内容を示した任意様式に記載して提出してください。

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

様

岡垣町商工会青年部
部長

岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金取消通知書

平成 年 月 日付けで交付決定した岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金について、岡垣町商工会青年部同窓会開催支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり交付決定の全部（一部）を取り消したので、通知します。

記

- 1 同窓会名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金交付取消額 円
- 4 取り消しの理由

以上